

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている中で、特に医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、致命的な疾患である壊死性腸炎などの疾病予防として、出産後すぐに母乳を与えることによる栄養摂取が有効とされています。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、赤ちゃんの命を救い元気に育っていくためには、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組が極めて重要です。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供していますが、法的な仕組みとしては位置付けられていません。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録施設不足や認知度が低い状況が課題です。

よって国においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望します。

記

1. 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを一日も早く明確化すること。
2. ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
3. ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
4. ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月30日

撰 津 市 議 会